



第239号

発行 埼玉県神社庁  
 さいたま市大宮区高鼻町1-447-1  
 電話 048(643)3542  
 編集 庁報室  
 印刷 株式会社アサヒコミュニケーションズ

目次

古代の祈年祭とその変遷 ―班幣行事の次第と祝詞を中心に―	2
神宮大麻暦頒布始祭並びに本宗奉賛委員会	8
神社庁新嘗祭	8
国土を守る一歩	9
衣紋研修会報告	10
「神話の国研修旅行」参加者募集 日本武尊の足跡を辿るバスツアーのご案内	10
庁務日誌抄	11
SNSを利用した神社紹介のご案内	11
神道青年会活動報告	12



武蔵一宮氷川神社 正月三箇日は、密を防ぐため神橋から先で参拝者の入場制限を実施 1月3日

## 古代の祈年祭とその変遷 ―班幣行事の次第と祝詞を中心に―

木村 大樹

はじめに

現在、宮中祭祀においては毎年の二月十七日の小祭として行われ（皇室祭祀令）、また神社祭祀においては全国の多くの神社で同じ頃に大祭として行われる「祈年祭」は、古代以来の国家が行っていた律令祭祀としての祈年祭を淵源とする、一年間の年穀の豊穰を祈る祭祀である。本稿では、古代の国家祈年祭について、祭儀次第とその変遷、また祝詞の内容の面から考察を行つてみたい。

### 一、古代の国家と神社

七世紀後半以来の古代の日本は、「律」と「令」という基本法典によつて国家を運営する「律令国家」と呼ばれる体制であった。この国家が主催し、国家のために行う祭祀を「国家祭祀」と呼び、その大綱は「令」（行政法）の中でも特に「神祇令」に規定された。また国家祭祀を主とした機関（役所）が「神祇官」である。

国家祭祀の最も顕著な特徴は、「班幣」と呼ばれるそれまでになかった新たなシステムによる祭祀が行われたことである。

古代において、氏族や地域が行つた祭祀は、その氏族・地域の神のみを対象として行われるもので、その願意（五穀豊穰や人々の生活の安

寧など）の範囲も、原則として氏族・地域の外へ及ぶものではなかった。本来、ある氏族が別の氏族の神を祀ることはなく、国家の頂点にある天皇でさえも、皇祖・天照大神以外の神を直接祀ることはなかったのである。

各氏族や地域を内包する枠組みとしての国家が、特定の奉斎氏族（集団）の神を祀る神社の祭祀に直接介入することもできなかった。そのため、国家が国家としての願意を神社に伝えるには、在地の神職であり、一方で中央の神祇官が名簿を管理していた末端の官人ともいえる「祝部」と呼ばれる人々を介して、国家の用意した幣帛を神社へ奉る方式が採られた。これが「班幣」である。本来は各奉斎氏族（集団）へ向けられていた神々の霊験のベクトルを、国家の方にも向けてもらつたことを意図したと考えられる（小林、二〇一九）。古代の祭祀は、国家が一元支配的に行つたものではなく、氏族や地域の祭祀をベース（前提・基盤）として、そこに国家が願意を載せる二重構造であったのである。「神祇令」に規定された十三種の恒例祭祀のうち、班幣儀礼（行事）が行われたのは、祈年祭・月次祭・相嘗祭・新嘗祭（大嘗祭）であった。中でも祈年祭の班幣は、神祇官が管理・把握した全国の神社（官社）のリストである『延喜式』『神名帳』に登載された、三三三三座全て

の神社を班幣の対象としていた。「神祇令」や『延喜式』において、一年間の最初に行われる国家祭祀として規定される二月四日の祈年祭は、同時に神祇官の主動する国家最大規模の祭祀であった。

### 二、祈年祭班幣の祭祀次第

祈年祭（及び月次祭）における班幣儀礼について、「神祇令」には、百官（多くの役人）が神祇官の役所に参集し、中臣氏が祝詞を読み上げ、忌部氏が幣帛を頒布することを簡潔に規定している。詳しい祭儀次第については、『延喜式』や同じく平安時代に成立した儀式書である『儀式』の内容から知ることができ、以下、神祇官の全体図（図3）を見ながら確認していきたい。

①準備 祈年祭当日の旧暦二月四日（現在の三月上旬ごろ）、祭場である神祇官では、卯四刻（午前六時ごろ）から準備が行われている。平安京における神祇官は、大内裏の東面南端の門である郁芳門を入つたすぐの場所に位置し、南北三七丈（約二二メートル）、東西三五丈（二〇六メートル）の敷地を有した。そのうち東側は神祇官の執務空間である「東院」で、西側の半分以上を占めたのが、祭祀・儀礼を行う空間である「斎院（西院）」であった（裏松固禪『大内裏図

考証』)。早朝の準備では、この齋院の齋庭に各神社・頒布する幣帛が陳列され、また諸殿舎の内外に参列者の座が設営された。

また、祈年祭に特徴的な奉り物として、御歳神(大和の葛城鴨神社の神とされる)のみに奉られる白い鶏と白い猪(豚)があり、これはそれぞれ京職(京の行政を管轄した役所)と近江国(現在の滋賀県)が供え、檻や籠に入れた

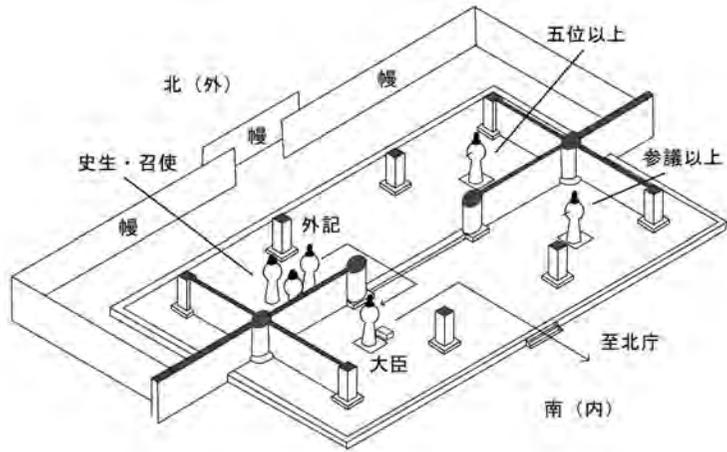


図1 神祇官西院北門の着座想定図

木に繋ぐなどして用意された。これは大

同二年(八〇七)成立の『古語拾遺』が載せる祈年祭の起源説話によると、農耕への虫害の祟りを起こした御歳神の怒りを解くため、白馬・白猪・白鶏を奉ったことに端を発するという。さらに白猪を近江国が献上したのは、祈年祭の淵源となる祭祀が行われた天智天皇九年(六七〇)、当時の大津宮が近江国に所在していたことによるという指摘もある(岡田二〇一七)。このときの祭祀では、山の御井(滋賀県大津市の園城寺(三井寺)の御井に推定)のほとりに諸神の座を敷いて幣帛を班ち、中臣金連が祝詞を宣読したとされる。

②参官・着座 祭場である神祇官齋院の設営・準備が整うと、祭祀に参加する人々が次々と齋院に参入し、所定の場所に着座する。はじめに祭祀を主動する神祇官の官人が、執務空間である東院から通用門の中門を入り、西舎の座に東面して着座する。この中には、祝詞を読み上げる中臣氏や幣帛を頒布する忌部氏、そして女性の神事奉仕者であった御巫も含まれていた。御巫とは、齋院内の西垣に沿って建つ八神殿に鎮座した八座の神(皇室守護の神とされる)を祀る存在であった。

続いて、祭祀全体を取り仕切り監督した、大臣以下の太政官の官人が、正門である北門から参入して正庁である北庁の座に着座する。このとき彼らはまず北門の内外に設けられた座に就き待機していた(図1)。ここで①の準備が完了したという報告を受け、太政官人らは北庁の本座に着座するのである。北門は齋院最大の八足門で、単なる出入りのための通用門と

いうわけではなく、次第を構成する儀式的場を兼ねていたのであった。

北庁内では、最高官職である大臣が南面し、その東西に参議以上の議政官や諸王・大夫といった人々が内向きに着座する。南側の空いた「コ」の字型の配置で、南に広がる広大な齋庭で行われる祭祀の運営を見守る形であった。

続いて、着座した大臣の命令で、式部省(六位以下の文官の人事を管轄した役所)の官人が、南門の外に待機していた百官を率いて参入する。彼らもまた南庁の座に、齋庭を望む北面の形で着座した。なお、前述のとおり、班幣の場に彼ら百官が参列することが、「神祇令」以来の祈年祭の決まりであったが、この百官とは、全ての官人という意味ではなく、あくまで各官司(役所)から男性の官人が一人程度代表して参列することになっていたという(『令集解』朱説)。

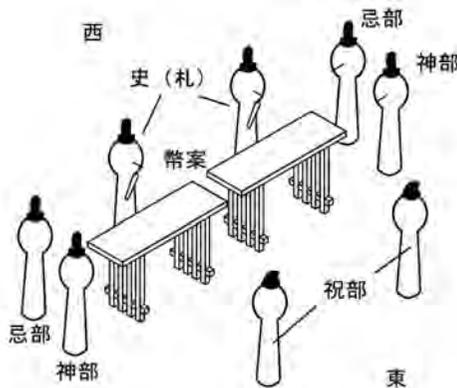


図2 班幣想定図

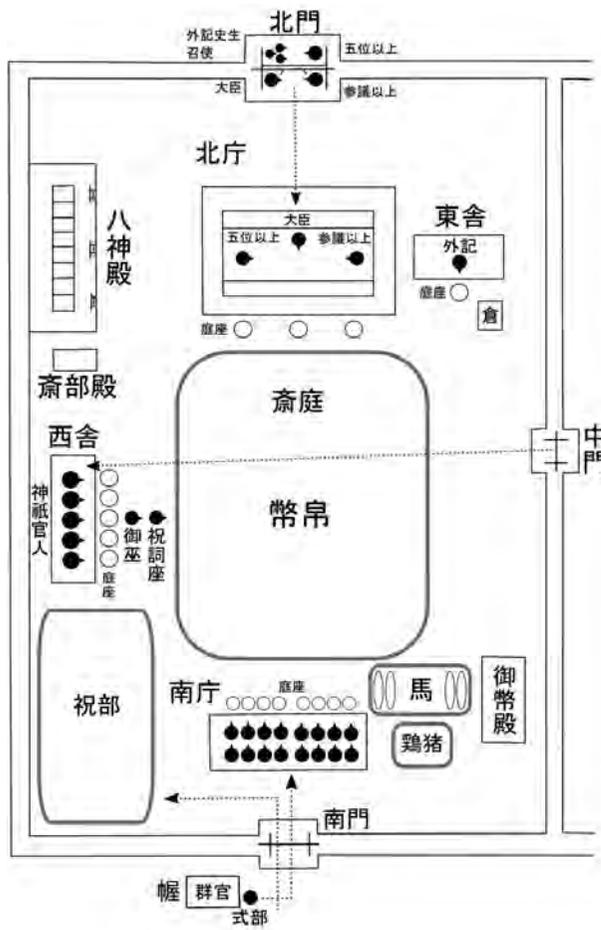


図3 祈年祭儀場想定図  
 (神祇官西院の諸殿配置は、『大内裏図考証』をベースに、  
 諸図を参考にして作図した)

祭祀を主動する神祇官人、全体を運営・監督する太政官人、そしてこれに参列する各官司を代表する百官といった参列者が、齋庭を囲むように揃った。この齋庭には、早朝の準備で数多くの幣帛が案(机)の上下に用意されていた。

③祭儀中核部分 いよいよ祈年祭の中核部分となる祝詞宣読と幣帛頒布が行われる。

これに先立ち、まず御巫が西舎の建物から出て、前方の庭上に敷かれた庭座に着座する。これをもって御巫は、神祇官を構成する国家側の存在から、八神を祀り他の祝部と同様に班幣を受ける、一神事奉仕者としての存在に切り替わったのかもしれない。即ち、ここから祭祀が本格的にスタートするのである。

続いて、班幣対象の諸社の中でも特定の神社に奉られた神馬計二十一頭が、朝廷の馬を管理した馬寮の官人に牽かれて参入する。齋庭の幣帛、特定神社への神馬、そして御歳神への白猪・白鶏という奉り物が、全て揃ったことになる。

これを受けて、最後に班幣の主な対象となる全国諸社の祝部が、神祇官の神部に率いられて南門から参入し、神祇官人の着座している西舎の南側の空間に就く。これで、この日の班幣に関わる全ての人々の参官が完了となる。祝部に殿舎内の座は用意されなかったが、その到着を受けて、全参列者が殿舎の本座から離れ、御巫と同様に前庭の庭座(葉薦)に降りることとなる。これが祝詞宣読の合図となった。

祈年祭の祝詞を宣読する中臣氏が、御巫の庭座の前方にある東面の祝詞座に進み、祝詞を読み上げる。『延喜式』巻八祝詞に収められた古代の祈年祭の祝詞によると、この祝詞は班幣対象の神々に対して直接奏上するものではなく、冒頭第一段に「集わり侍る神主・祝部ら、諸聞き食せと宣る」とあるように、神祇官に参集したへ諸社の祝部に対して宣読する形式のものであった。神祇官の齋庭の場に神を降臨させ、その神々に対して祝詞を奏上するというものではなかったことがわかる。

祝詞が一段読み上げられるごとに、祝部らは「おお」と称唯(応答)する。またこの祝詞においては、神々に奉る幣帛がいかに素晴らしいものであるかを賛辞する言葉の数々が、ことあるごとに読み上げられていた(塩川、二〇一七)。

参列者全員が祝詞宣読に際して、一段高い諸殿舎内からではなく幣帛が並べられた齋庭と同じ高さに降り立ち、その賛辞の言葉を確認・応答することが、班幣儀礼の重要な目的の一つであったと考えられる。

祝詞宣読に続き、神祇官の長官である神祇伯の命令により、「班幣」の名の示す幣帛の頒布が始められる。まず史(神祇官の書記官)二名が諸社の名を記したと思われる札を執って、幣帛が置かれた案の西側(後ろ)に東面して立ち、続いて忌部一人がそれぞれ神部一人ずつを率いて案の両端に立つ(図2)。史が札に書かれた神社(八神殿も含む)の名を順に読み上げると、御巫や各社の祝部が案前に進み、神部から幣帛を受け取るようになっていたのである。

なお、忌部は神部の頒布を監督する立場であった。ちなみに、伊勢の神宮の幣帛については、諸社の幣帛とは別の案上に置かれ、祝部を介した班幣の形式ではなく、使者を発遣して奉ることになっていた。

④退出 幣帛の頒布が終了すると、史は、神祇伯に報告し、これを伯が応答することで班幣の儀は終了する。儀式を終わりまで見届けた大臣以下の参集者が、次々に退場して祈年祭の全体の次第も終了となる。

なお、幣帛を受けた祝部が退出するタイミングについては記されていないが、神祇官での祈年祭の終了の後、祝部がそれぞれの神社に幣帛を持ち帰り、これを誤りなく祭神に奉ることが求められた。これは祈年祭祝詞の末尾第十二段に「忌部の弱肩に太だすき取り掛けて、持ちゆまわり仕え奉れる幣帛を、神主・祝部ら受け賜りて、事過たず捧げ持ちて奉れと宣る」とあることに対応するものであった。

### 三、祈年祭班幣の実情・変遷

前章のような次第で行われることになっていた祈年祭ではあったが、実際にはどれだけこの通りの形式で行われたのであろうか。実は祈年祭（また月次祭も）が、右のような平安時代中期の『儀式』『延喜式』に規定された次第そのままに行われたという記録は確認できず、むしろ問題がたびたび生じたことが散見できる。

まずは神祇官の班幣儀式の場に、祝部がなかなか参集しないという問題があった。奈良時代の宝亀六年（七七五）には、既に祝部が祈年

祭当日に参集しない事態が問題となっており、これに対して朝廷は、参集しない祝部は解任して他の人物を充てるよう命じている（『類聚三代格』）。しかし、班幣を伴う祭祀は年間四度あり、そのたびに神祇官まで参集することは、特に遠隔地の神社の祝部にとっては非常に難が多かった。これに配慮した朝廷は、平安京に遷都してすぐの延暦十七年（七九八）、全官社を従来どおり神祇官で班幣を受ける官幣社（主に都の近隣神社）と各国において班幣を受ける国幣社（主に遠隔地神社）の二種類に分けるとで、便宜を図ったのであった。

しかし問題はそう単純ではなかった。弘仁八年（八一七）になつてもなお祝部は参集せず、神祇官の蔵には、諸社に頒布するはずの幣帛が引き取り手なく大量に放置された状態になっていた（『類聚国史』）。これに対して朝廷は、諸国から上京した国司の使節に幣帛をまともにして帰らせる方法を導入したり、不参の祝部に祓を科し料物を出させる罰則を設けるなど、班幣の完遂に手を尽くしたが、どれも功を奏さなかった。ついに貞観十年（八六八）には、祝部の不参が遠隔地の神社のみならず、都近隣の畿内諸国や近江国の神社にまで一般化してしまっていたのである（『類聚三代格』）。

班幣にあつたての祝部の問題は不参ばかりではなく、参集した者の態度にも表れていた。延喜十四年（九一四）に三善清行が醍醐天皇提出した『意見十二箇条』には、その実情が克明に訴えられている。神祇官に参集した祝部らは、上卿（儀式の運営を担当した筆頭の公卿）の目

の前で、受け取ったばかりの幣帛の絹を懐中に納めて私腹を肥やし、銚（は）の柄は捨てて金目になる金属部分のみ受け取り、また神酒はその場で飲み干したという。さらに神馬は門を出て即座に市の業者に売って換金する有り様であった。これが記録された延喜年間は、まさに『延喜式』が編纂されていた時期であった。前述した祈年祭の次第が、当時の実情には即しておらず、実際には全く遂行できていなかったことがわかるだろう。『延喜式』にはあくまで祈年祭のあるべき「理念」上の姿が規定されていたのである。

祝部は、神社に神戸（神社の経済基盤となつた人々）が付属する場合はその中から国司によって選定され、国家（神祇官）に名簿を管理された、末端ながら官人としての身分を持つ身であった。ただし、日ごろは地元（神職）として祭神に奉仕している当の本人たちにとって、国家のために奉仕するというその公的な性格の自覚がどれだけあつたかは疑問である。そのような認識のズレが国家祭祀の根幹である班幣の場への不参という事態につながつたのかもしれない。右のような祝部の態度は、単に怠業や所属する神社の祭神への「不敬」ばかりを意味するものではないだろう。

また、班幣が十分に遂行できていなかった問題は、祝部側ばかりにあつたわけではなかった可能性もある。宝亀三年（七七二）十二月十九日の日付のある太政官符（天理図書館蔵）は、その前に武蔵国入間郡において正倉（公的な倉庫）四棟の火災と、それに伴う備蓄米の焼失

及び百姓十人の病死者が発生したという事件があり、占いによってその原因が同郡内に鎮座する神の祟りによるものであったと判明したことを記す。同神は、これまで常に朝廷からの班幣を受けていたが、近年これを度々受けていないことにより、近隣の雷神を率いて火災を引き起こしたという。朝廷は当該神社の祝部と思われる人物への聴取や関係文書の調査を行うことで、幣帛を奉るべき神社に遺漏があった事実を確認し、神祇官に対して事態の改善を命じたのであった。つまり班幣の不遂行は、祝部の不参によるものだけでなく、国家の官社の管理・把握が不十分であった点にもあったと考えられよう。

さらに班幣の儀式進行上の問題は、本来これを運営・監督する立場であった上卿や公卿にも起きていた。十世紀には、何かと理由をつけては祭祀への参列を拒む公卿が現れ、これは次第に常態化していった。また、前述した次第のとおりに、上卿や公卿は全ての神社への班幣が完了したことを見届けてから退出することが基本であったが、平安時代後期の『江家次第』によると、これも本来の形式から変質してしまっていた。即ち公卿らは、伊勢神宮へ幣帛を奉る使者が出立し、自らの氏神社(藤原氏ならば春日社、源氏・大江氏ならば平野社というように)の祝部への班幣が行われたのを見届けると、残りの班幣は部下の弁官(太政官の事務官)に見届けるよう命じて、早々と途中退出してしまいうようになつていたのである。このような氏族や家本位に矮小化されたような変化は、『延喜式』など

の法律書の規定する祭祀次第からは離れたものであったが、当時の貴族の家々では式を超越して順守すべき「家の習い」として親から子へ伝えられていたと考えられる。

以上のように、祈年祭を第一とした班幣の制度は、律令国家祭祀を代表する大規模な祭祀形態であったが、その実情は当時の国家の現状に十分に即したものとはいえず、早くに変質・崩壊が起り形骸化していった。全官社への班幣を骨子とする祈年祭は、国家祭祀としての「理念」が先行した祭祀であり、その執行には多くの困難があったといえる。

#### 四、祈年祭の祝詞

前章では、班幣を基軸とした祈年祭の困難な実情と変遷について概観したが、ここでは最後に祈年祭自体に込められた国家の願いを祝詞の内容から探ってみることにしたい。

『延喜式』に収められた祈年祭の祝詞は、以下の十二段で構成されている。

- ①序
- ②天社 国社の皇神等の前に白す詞
- ③御年の皇神等の前に白す詞
- ④大御巫の祭る皇神等の前に白す詞
- ⑤座摩の御巫の祭る皇神等の前に白す詞
- ⑥御門の御巫の祭る皇神等の前に白す詞
- ⑦生鳥の御巫の祭る皇神等の前に白す詞
- ⑧伊勢に坐す天照大御神のの前に白す詞
- ⑨御県に坐す皇神等の前に白す詞
- ⑩山口に坐す皇神等の前に白す詞
- ⑪水分に坐す皇神等の前に白す詞

#### ⑫結

このうち、冒頭と末尾の段については、二章の③と④でも示したように、参集した祝部に向けられた序文と結文であり、②～⑪が幣帛を奉る神々に関して述べられた部分となる。このうち祈年祭の基本的な趣旨に関連する部分として重要なのが、②と③である。

②には、高天原に坐す「皇陸神漏伎命・神漏弥命」(男女の皇祖神)の命令によって、天皇の名の下に「天社国社」(全国の天神地祇を祀る官社)へ幣帛を奉ることが述べられる。実際の神祇官における祈年祭の班幣の場には天皇は出御しないが、その幣帛は、国家がその頂点である天皇の名の下に全国諸社に頒布するものであった。その形式は各社(神宮以外)の祝部を参集させて「班つ」ものであったが、国家の用意した幣帛を最終的に神々のもとへ「奉る」ものであったことに変わりはない。つまり、この段に祈年祭を中心とする班幣祭祀の趣旨が明確に示されているといえる。

③は、全国の「御年の皇神等」に対して幣帛を奉ることを述べる部分である。「年」(歳)は穀物の成熟することを意味し、これを掌る御年神に幣帛を奉ることは、穀物の豊穰、とりわけ稲の豊作を祈願することに他ならなかった。なお、同じく百官参集での班幣を伴う祭祀であった月次祭の祝詞は、祈年祭の祝詞とほぼ同文のものであったが、この③が存在しない点のみで異なっていた。即ち、祈年祭が一年の穀物の豊穰を祈願する祭祀であることは、この③に顕著に表されているのである。なお、ここで祈願の

対象とされる「御年の皇神」が、特定の神を指す固有名詞であるか、それとも複数の神を指す普通名詞であるかには諸説ある。これについては、後者が適切であり、②の「天社国社」に祀られる天神地祇のうち、「御年」の豊穰に直接もしくは間接にかかわる多くの神々を指したと解したい(塩川、二〇一七)。ただし、③の後半に記される、白馬・白猪・白鶏を奉る御年の皇神は、特定の神(「古記」は「葛木鴨」へ「鴨都波八重事代主命神社か」とする)であり、第二章①で示した『古語拾遺』の記述と同様である。祭祀の次第と祝詞、そして起源説話の三者が合致する貴重な例といえる。

以上のように、祈年祭と班幣の眼目は、右の②と③の内容に凝縮され述べ尽くされていた。では、それ以外の④～⑪はどうだろうか。

④～⑦は、神祇官に所属した大御巫(御巫)、また座摩・御門・生島の御巫と呼ばれる女性(または女兒)の奉仕者が奉仕した神々に関する部分で、それぞれ④天皇の御世の長久平安、⑤天皇の居住する宮殿とその殿地・井戸の保全、⑥御門内の守護、そして⑦天皇の治める国土の安泰が祈願される。これらは祈年祭の成立以前からの古い信仰が組み込まれたものであり、このうち少なくとも⑤と⑦については、天智・天武天皇の叔父にあたる孝徳天皇以来の信仰に由来するという(岡田、二〇一七)。

⑧は、その名の通り伊勢神宮に鎮座する皇祖・天照大御神に対して国土と玉体の安泰を祈る部分である。

そして⑨～⑪には、古代国家の中心であった

大和の古社の名が並ぶ。それぞれ⑨天皇直轄地である「御県」の六社には天皇の食膳供給の安泰、⑩「山口」の六社には天皇の宮殿用材の供給を担う山の守護と宮殿の安泰、そして⑪「水分」の四社には農耕に必要な水源の守護を祈願している。これらの神社は、飛鳥の地を中心として同心円状に配置されたものであった。飛鳥浄御原宮を皇居としたのは天武天皇であり、⑧の天照大御神を天皇祭祀の対象として重視し確立したのも天武天皇と考えられていることから、⑧以降の部分は天武天皇の時代に体系が整えられたと考えられる。

第二章で述べたように、祈年祭の淵源が天智天皇の時代にあったことを併せて考えると、祈年祭の祝詞は、古くからの天皇と神々との関係を前提としながら、律令国家の成立とともに段階的に整備されて成立したということができらるだろう。

結びに

以上、古代の祈年祭における班幣の次第とその変遷、そして祝詞の内容について概観した。祈年祭が主眼を置いた穀物、特に稲作の豊穰は、古代の人々にとって単なる食糧の充実のみを指すものではなかった。稲(米)が税であり貨幣の代わりにもなった古代にあって、稲作は人々の生活に密着しており、また国家の基幹産業として国の興隆に関わるものであった。だからこそ祈年祭は理念先行ではありながらも律令国家最大の祭祀として重く設定され、その後規模縮小や形態の変容を経て継続されたので

ある。それと同様の祈りは、十世紀頃から開始された祈年穀奉幣に主軸が移り、中世に朝廷が格別の崇敬を寄せた二十二社の固定へとつながった。

律令国家以来の祈年祭は応仁の乱により廃絶し、その後近代に入りおよそ四百年ぶりに再興された。なお班幣の形式は、昭和二十年(一九四五)以降は廃止されている。現在、稲作の持つ意味は古代とは変容したが、日本人の食やその文化において依然として欠くべからざる重要な意義を持ち、それとともに祈年祭も規模や主体を変えながら毎年行われ続けている。

〈参考文献〉

- ・小林宣彦「律令国家祭祀の構造」(同『律令国家の祭祀と災異』吉川弘文館、二〇一九年)
- ・塩川哲朗「古代祈年祭の祭祀構造に関する一考察」(同『古代の祭祀構造と伊勢神宮』吉川弘文館、二〇一八年(初出二〇一七))
- ・岡田莊司「古代の国家祭祀―祈年祭の淵源を探る―」(『神道史研究』二〇一七年)
- ・木村大樹「班幣行事の復元的考察」(同『古代天皇祭祀の研究』吉川弘文館、二〇三年(初出二〇一八))
- ・二月 祈年祭」(岡田莊司編『事典 古代の祭祀と年中行事』吉川弘文館、二〇一九年(塩川哲朗担当))

(國學院大學兼任講師・同 研究開発推進機構PD研究員)

# 神宮大麻曆頒布始祭並びに本宗奉賛委員会

十月五日、神社庁神宮大麻曆頒布始祭が入間西支部の奉仕により斎行された。

その後、埼玉県神社庁本宗奉賛委員会（小林一朗委員長）が、WEBにて開催された。まず事務局



神宮大麻曆頒布始祭

から、神宮大麻曆交付数等、本宗奉賛に関する取り組みについて報告の後、三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画重点施策地域である入間東・さきたま両支部の取り組みと、各支部長・事務局長・関係団体から状況が報告された。

## 神宮大麻曆頒布始祭次第

時刻、参列者所定の座に著く 是より先手水の儀あり

時刻、齋主以下祭員、参列者代表参進 是より先手水の儀あり

次に齋主以下祭員、参列者代表所定の座に著く

次に修祓  
次に齋主一拝  
次に祭員神饌を供す

次に齋主祝詞を奏す

次に齋主玉串を奉りて拝礼

次に参列者玉串を奉りて拝礼

次に祭員神饌を撤す

次に齋主一拝

次に副齋主 神宮大麻・曆を撤し仮案上におく

次に齋主 神宮大麻・曆を埼玉県神社庁代表に授く

次に神社庁代表者 神宮大麻・曆を頒布奉仕者代表に授く

次に齋主以下祭員退出

次に直会

次に齋主以下祭員退出

## 【奉仕支部 入間西支部】

齋主 水川神社宮司

祭員 武幡横手神社宮司

祭員 三輪神社宮司

祭員 白鬚神社宮司

淵泉芳明

高野 豊

枝窪邦茂

宮本剛義

## 神宮大麻曆頒布表彰

### 頒布優良支部

頒布特別優良従事者

大里児玉支部 八幡神社宮司

### 頒布優良奉仕者

北足立支部 和樂備神社宮司

比企支部 大雷神社宮司

さきたま支部 上高野神社宮司

大里児玉支部

篠田宣久殿

赤尾哲治殿

須田秀行殿

梅林寺齊殿

## 埼玉県神社庁新嘗祭

新嘗祭は十二月六日午後一時より神殿にて斎行されました。比企支部の奉仕にて、中山高嶺庁長が参列者を代表して玉串を奉りて拝礼、参列した小林一朗・高麗文康両副庁長及び職員が合わせて拝礼し、五穀豊穡への感謝の祈りが捧げられました。

### 新嘗祭次第

時刻、参列者所定の座に著く 是より先手水の儀あり

時刻、齋主以下祭員、参列者代表参進 是より先手水の儀あり

次に齋主以下祭員、参列者代表所定の座に著く

次に修祓

次に齋主一拝

次に齋主御扉を開き畢りて側に候す

次に祭員神饌を供す

次に齋主祝詞を奏す

次に齋主玉串を奉りて拝礼 祭員列拝

次に参列者代表玉串を奉りて拝礼神職列拝

次に祭員神饌を撤す

次に齋主御扉を閉じ畢りて本座に復す

次に齋主一拝

次に直会

## 【奉仕支部 比企支部員】

齋主 萩日吉神社宮司

祭員 稲荷神社宮司

祭員 日枝神社宮司

祭員 八宮神社宮司

祭員 箭弓稲荷神社権禰宜

松岡 崇

竹井秀利

岡部憲夫

千島 浩

前原一也

## 「国土を守る」一歩

山谷えり子



土地利用規制法が閣法として六月に成立しました。正確には「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」という長い名称の法律です。これによってようやくわが国において防衛関係施設周辺、海上保安庁施設周辺、原子力発電所などの重要インフラ施設周辺約一キロメートルと、国境離島の土地を「注視区域」として利用状況調査が可能となりました。不適切利用には中止を勧告、命令ができ、従わない場合などには懲役刑を含む罰則を科すこととなります。また、特に重要な施設や国境離島は「特別注視区域」とし、売買時に事前の届け出を求め、場合によっては国が買取りもできるといふものです。

調査対象は、土地及び建物の所有者、賃借人等で、氏名、住所、国籍、利用状況を届出、現地調査や不動産登記簿や住民基本台帳等の

公簿に横串を刺して収集整理します。デジタル化も進めば、土地をめぐる調査は他の面でも進んでいくことが期待されます。

法案の成立により、来年度の予算の概算要求で土地利用状況の管理システム整備費など約二十四億四千万円が計上されました。そして来年五月までには区域設定の基本方針案が検討され、六月に「土地等利用状況審議会」が設置されて九月には調査対象区域を一般公示するというスケジュール案が示されています。

私は超党派の「日本の領土を守るために行動する議員連盟」の会長として、平成二十年に対馬を訪れ、海上自衛隊基地周辺が韓国資本に買われたことを国会でとりあげました。リゾート施設という触れこみでありましたが、小さなプレハブでとてもそうは思えず、日露戦争中には水雷艇が発射した場所でもあり、防衛の拠点として極めて重要な所ではないかと問題意識を伝えました。その後は森や水源地の外国資本による買収の突出を訴え続けました。実際、北海道庁によると、平成二十八年の外国資本などによる森林買収は三十件で面積は前年比五倍増となっています。また、北海道の航空自衛隊千歳基地が一望できる中国人専用の別荘地、中国企業が買収した塩漬け状態のゴルフ場やソーラー用地、赤井川村では東京ドーム約五十八個分のキャンプ場とそれに隣接する広大な森林が新たに購入されたことも確認しました。手前で立入禁止になる住宅地など地元の人々や議会が不安がる場所にも足を運び調査を求めてきましたが、根拠となる法律がない

ために調査は難しく、国土侵食をそのまま放置できないと警鐘を鳴らし続けてきました。この度、十数年間のとりくみがやっと法律となったことは実に感慨深いです。しかし、一方でまたこれからがスタートとの思いもあり、しっかりと土地をめぐる安全保障の問題にとりくみ続けてまいります。また、諸外国では投資管理をさらに強化する動きもあり、今回は水源地や発電所、鉄道、ガス、水関連施設などを対象にすることができなかったため、引き続き追求し続けてまいります。

現在、水資源の保全等を目的とする森林等の土地取引については、十八道府県で事前届出義務を課すこと等を内容とする条例が制定されています。今後、条例を定めた道府県の関係者等とも意見交換し、国土保全、農業、漁業への影響、環境、食料自給率向上等の視点も踏まえながら、さらなるあり方を考えていかなければならないと考えています。

平成二十五年の国家安全保障戦略の閣議決定により、多くの議論を経て、内閣官房に新部局「土地調査検討室」が設置され、国家安全保障局と国土保全、国柄を守ることをつなげて、基盤強化がはかられたことは大きな前進です。

安全保障基盤強化があつてこそ、人々の心の落ち着きや国の発展、平和の構築が可能となります。引き続き、各地の声に耳を傾け、リスク回避に万全の対応を講じてまいります。

(参議院議員比例代表(全国区)選出)

神道政治連盟国会議員懇談会副幹事長)

# 衣紋研修会報告

吉田 幸子

十一月十六日、衣紋研修会をオンラインにて開催しました。映像の配信は埼玉県神社庁から行われ、十八名の方が参加されました。講師には、原泰明埼玉県神社庁祭式講師、藤沼恵美子同祭式助教、橋本真人同祭式助教、横山径大同祭式助教補をお招きしました。

座学では、「決まりごと」であることから「神社祭祀関係規定」記載の服装に関する規程及び神社祭式について再確認するため、丁寧の説明がなされました。また、中国の古典を紹介され、祭りの厳修には衣紋の習得が不可欠であると説かれました。

実技では、先ず衣紋者一人奉仕での男子正装の著け方、続いて女子正装の著け方について要所を入念に解説されながら著装が進められました。



今回、オンラインでの衣紋研修は初めての試みで、一時映像が途切れるアクシデントもありましたが、通常の研修では見えにくい手元(紐の結び方等)を近距離で見ることができ、概ね受講者に好評でした。神社庁の皆様には映像機器の設置、撮影やWEB配信の仕方など丁寧にご教授いただき大変感謝申し上げます。今後も、神道婦人会では、社会状況を考慮しつつ必要に応じてオンラインを活用した研修等を開催して参りたいと思います。

(埼玉県神道婦人会 理事)

## 「神話の国研修旅行」参加者募集 日本武尊の足跡を辿るバスツアーのご案内

この度、教化委員会では三年の任期最終年度にあたり、恒例の「神話の国研修旅行」を企画し、広く参加者を募ることにいたしました。

今回は、新型感染症が未だ終息していない状況下ではありますが、静岡・神奈川の近距離圏で、一泊二日の「日本武尊の足跡を辿るバスツアー」を行います。教化委員会の「神話カレンダー」では、平成二十六年から二十八年に日本武尊を取り上げており、「草薙の剣」や「弟橘媛」の伝説地を辿ります。

バス車内や食事会場では感染対策をとりつつ、宿泊も一人一部屋をご用意しております。何かとご多忙の時節とは存じますが、ご参加賜われますようご案内申し上げます。

実施日 令和四年三月九日(水)～十日(木)一泊二日

【第一日】(集合)埼玉県神社庁→富士山本宮浅間大社・参拝→清水港(海鮮料理の昼食)→草薙神社・参拝→日本平→久能山東照宮・参拝、博物館・見学→日本平→清水市内ホテル

【第二日】清水市内ホテル→御穂神社：三保の松原→三嶋大社・参拝、宝物館・見学→三島市内(うな重の昼食)→横須賀市走水神社・参拝→埼玉県神社庁(解散)

申込み すでに支部事務局を通して申込書は配布しておりますが、必要事項をご記入の上、神社庁までFAXにて、二月九日(水)までにお申し込み下さい。

庁務日誌抄

12・1	11・30	11・29	11・26	11・25	11・19	11・16	11・15	11・9	11・8	11・1	10・28	10・27	10・26	10・25	10・22	10・20	10・19	10・15	10・12	10・11	
宮司任命辞令交付式 不活動宗教法人对策会議 月次祭	宮司任命辞令交付式 関保団体連絡協議会 宮司任命辞令交付式	神社庁臨時役員会 神社庁団体連絡協議会	研修部会(大澤班) 神社庁臨時役員会	教化広報部会(新渡戸班) 教化広報部会(大澤班)	正副庁長会 教化広報部会(新渡戸班)	教化広報部会(大澤班) 一都七県神社庁長会 中山庁長	宮司任命辞令交付式 庁報編集会議	教化委員会役員会 埼玉連主催「平和の祈り」 神道青年会奉仕	馬場委員長 教化広報部会(新渡戸班)	研修部会(大澤班) 月次祭	教化委員会役員会 於 神道青年会奉仕	一都七県神社庁教化担当者会 馬場委員長	神政連衆議院議員総選挙陣中見舞 高麗本部長・茂木主事	祭式講師打合せ会 教化広報部会(大澤班)	宮司任命辞令交付式 教化広報部会(大澤班)	神社本庁評議員会 中山庁長・武田参事	神社本庁設立七十五周年記念大会 中山庁長・武田参事	神政連茨城県本部結成五十周年記念大会 高麗本部長	教化広報部会(新渡戸班) 神政連県本部役員・委員合同会議	教化広報部会(新渡戸班) 神社本庁	新嘗祭(比企支部奉仕) 神社庁役員会
於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	
12・6	12・16	12・16	12・18	12・19	12・24	11・1	11・1	12・1	10・31	免	10・31	10・31	12・1	11・1	11・1	11・1	11・1	11・18	11・19	11・24	
新嘗祭(比企支部奉仕) 神社庁役員会	教化広報部会(大澤班)	歳旦祭・元始祭 庁報編集会議	教化広報部会(大澤班)	研修部会(大澤班)	任 朝日 則安 茂木 昭本 茂木 宏本 茂木 賢本 鳥崎 忠兼 杉本 昌子 千葉 康一 枝久保常行 武本宜比古 宮原 義正	朝日 則安 茂木 昭本 茂木 宏本 茂木 賢本 鳥崎 忠兼 杉本 昌子 千葉 康一 枝久保常行 武本宜比古 宮原 義正	朝日 則安 茂木 昭本 茂木 宏本 茂木 賢本 鳥崎 忠兼 杉本 昌子 千葉 康一 枝久保常行 武本宜比古 宮原 義正	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	原 幸男 茂木 賢本	
於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	於 神社本庁	
秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	秩父	

免  
原 幸男 本 三峰神社禰宜 (秩父)  
茂木 賢本 阿保神社他五社宮司 (大里見玉)

婦幽  
白鬚神社宮司 鈴木 重美 (大間西)  
八幡神社宮司 原 將英 (大間東)

委嘱  
神社庁祭祀舞講師 任期 令和三年十一月一日〜令和六年十月三十一日  
江森 茂代 富士浅間神社禰宜  
大澤 真弓 八幡大神社禰宜

**SNSを利用した神社紹介のご案内**  
写真による紹介並びに動画による紹介

教化委員会では、新型感染症が流行する渦中においても神社に興味を持ち、神社参拝に繋がるような教化事業を考え、神社庁公式SNSを利用した「#百聞は一語に如かず」はお詣りしよう」の企画を今年度より始めております。

まず、フェイスブック・インスタグラムでは、各社より戴いた写真を順次投稿し、神社の由緒や御神徳を添えて発信しております。写真は4〜5枚で、季節毎に変化する神社の様子や境内の紹介が出来ます。現在、約三十社の申込みを戴き、順次投稿しております。

併せて、YouTubeでは、「#百聞は一語に如かず」はお詣りしよう」(動画による神社紹介)」と題しまして、テレビ埼玉の撮影と編集による約三分間の神社紹介動画を配信しております。こちらは有償となりますが、高画質・大迫力の神社紹介動画を制作配信する事が出来ます。内容は、神社の紹介と境内の様子、御朱印の紹介と盛り沢山の企画となっております。テレビ埼玉情報番組「マチコミ」にて紹介の後、YouTubeにて二年間配信されます。

どちらも申込みを受け付けておりますので、詳しくは神社庁までお問い合わせ下さい。



神社庁HP  
「開運埼玉神社めぐり」  
#百聞は一語に如かず

# 神道青年会活動報告

鈴木 智之

埼玉県神道青年会の活動におきましては、平素より埼玉県神社庁関係各位の皆様方には、多大なるご支援、ご協力をいただいております事に対し、紙面をお借り致しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

また、御賛同と御芳志を賜りました当会の新宮大麻全国頒布一五〇周年記念事業「埼玉県の伊勢講」もいよいよ上梓の運びとなりました。御協賛いただきました皆様には、二月中には献呈させていただく予定となっておりますので御高覧いただければ幸甚に存じます。

本年も新型コロナウイルスの感染状況や条例等を鑑みながらの活動となり、ウエアや対面での会議を併用しながら役員会を行い、積極的に今後の活動について議論を重ねてまいりました。今まで慣例として行っていた事業のすべてを行うことはできませんでしたが、このコロナ禍の中で、如何にして何ができるか、また、皆様に楽しんでご参加いただけるのかを各担当の方々がそれぞれのフィルターを通してアイデアを出し合うことができました。「事業を行うことができない」ことよって、オンラインでのアンケート調査を行うなど、『どうしてこの事業を行うのか』『本当にこのままでいいのか』と意義を見つめなおす貴重な機会になったと思っております。オンラインの有り方も含めて、試行錯誤を繰り返しながら、

時勢にあつた事業を行つていきたいと考えております。

そのような中で、令和三年十一月九日に、カトリック川越教会にて埼玉県宗教連盟主催「平和の祈り」が行われました。これは世界各地で起る災害、民族紛争や宗教紛争、事件事故に向け、宗教の枠を超えて手を携え、平和で住みよい世界の実現を共に祈ることを目的としております。当日は参加者制限など感染対策を

行いながら開催されました。祈願祭の斎主を務めるにあたり、祭詞の奉書を進めていると、あることに気付きました。それは私自身の「神社神道という平和とは何たるか」という主張を書き進めていたのです。「平和の祈り」とは各宗教団体が「平和とは何たるか」の主義主張をする場所ではなく、それぞれの団体が、「平和への祈りを捧げる」場所であったことに改めて気づかされました。戦争や紛争、悪しき万事は自らの正しさを主張し対立することと私は思っております。

ましたので、自らを律する良い機会となりました。「平和」の定義は数々ありますが、私達神道人の心は、正に世界平和を願つた「天地の神にぞ祈る 朝なきの 海のごとくに 波たたぬ世を」という昭和天皇の御製を改めて心に刻みつつ、当日のご奉仕をお修め致しました。この経験を生かし、会員の皆様と共に、斯界の先兵として、残すところあと一年となつた会長の任期を全うしたいと考えております。

神青会では今後、アンケート調査を元に、勉強会を始めとする事業を予定しており、六月には神青協一都七県協議会総会を控えております。新型コロナウイルスの感染拡大も第六波に及び、なかなか終息の見通しが立たず、事業においても新しい形を模索しながらチャレンジを続けていきたいと考えておりますので、引き続き、青年会の活動に諸先輩方の倍旧のご支援、ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

(神道青年会会長)

